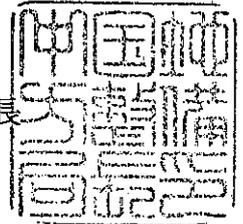


国中整企画第48号
平成30年 9月14日

山口県知事 殿

国土交通省 中国地方整備局長



直轄事業の事業計画（山口県関連分）について

平素より国土交通省直轄事業の推進にあたり、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
平成30年度予備費に関する事業計画のうち山口県関連分について、別紙のとおりお知らせ致します。
なお、事業計画は現時点における予定であり、今後変更があることを申し添えます。

平成30年度予備費 山口県における事業費 総括表

(単位：千円)

事業区分	負担基本額	地方負担額
河川関係		
道路関係	876,556	291,894
港湾関係 (港湾海岸事業を含む。)		
空港関係		
合計	876,556	291,894

※端数処理の関係上、合計と一致しないことがある。

平成30年度 道路災害復旧事業における事業計画

山口県 (単位:千円)

路線名	箇所名	事業規模	全体事業費	負担基本額						計	地方負担額	平成30年度事業内容	備考
				内訳									
				工事費	測量設計費	用地費及補償費	船舶及機械器具費	附帯工事費	事業車両費				
国道2号	山口県 岩国市 保木その1	L=47.6m	203,364	199,044	4,320					203,364	67,720	応急復旧工 護岸復旧工 調査設計	
国道2号	山口県 岩国市 保木その2	L=25.8m	96,789	92,469	4,320					96,789	32,231	応急復旧工 護岸復旧工 調査設計	
国道2号	山口県 岩国市 玖珂	L=116.2m	259,820	250,473	8,003	1,344				259,820	86,520	応急復旧工 法面復旧工 調査設計 用地取得	
国道2号	山口県 岩国市 千束	L=27.0m	52,293	49,053	3,240					52,293	17,414	応急復旧工 法面復旧工 調査設計	
国道2号	山口県 岩国市 周東町 下須通	L=19.0m	47,854	43,135	3,996	723				47,854	15,935	応急復旧工 法面復旧工 調査設計 用地取得	
国道2号	山口県 岩国市 周東町 西長野	L=24.0m	58,058	54,043	3,996	19				58,058	19,333	応急復旧工 法面復旧工 調査設計 用地取得	
国道2号	山口県 周南市 樋口その1	L=13.0m	23,645	20,185	3,348	112				23,645	7,874	応急復旧工 道路復旧工 調査設計 用地取得	
国道2号	山口県 周南市 樋口その2	L=32.0m	41,963	37,735	3,996	232				41,963	13,974	応急復旧工 法面復旧工 調査設計 用地取得	
国道2号	山口県 周南市 樋口その3	L=18.0m	24,179	20,174	3,996	9				24,179	8,052	応急復旧工 法面復旧工 調査設計 用地取得	
小計			807,965	766,311	39,215	2,439	0	0	0	807,965	269,053		

※負担率は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第5条の規定により第4条第1項第1号に定める率を記載しておりますが、今後同項第2号及び第3号並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第4条に基づく国庫負担率の算出により、地方負担額が変更となる可能性があります。

平成30年度 道路災害復旧事業における事業計画

山口県 (単位:千円)

路線名	箇所名	事業規模	全体事業費	負担基本額						計	地方負担額	平成30年度事業内容	備考
				内訳									
				工事費	測量設計費	用地費及補償費	船舶及機械器具費	附帯工事費	事業車両費				
国道188号	山口県 光市 室積	L=18.0m	21,990	18,262	3,348	380				21,990	7,323	応急復旧工 道路復旧工 調査設計 用地取得	
国道188号	山口県 熊毛郡 田布施町 別府	L=10.0m	25,207	21,211	3,996					25,207	8,394	応急復旧工 法面復旧工 調査設計	
国道191号	山口県 下関市 武久	L=15.0m	21,394	17,398	3,996					21,394	7,124	応急復旧工 法面復旧工 調査設計	
小計			68,591	56,871	11,340	380	0	0	0	68,591	22,841		
合計			876,556	823,182	50,555	2,819	0	0	0	876,556	291,894		

※負担率は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第5条の規定により第4条第1項第1号に定める率を記載しておりますが、今後同項第2号及び第3号並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第4条に基づく国庫負担率の算出により、地方負担額が変更となる可能性があります。